

認 定 書

国住指第 4546-1 号
平成 25 年 5 月 28 日

日立機材株式会社
取締役社長 山田 泰次 様
株式会社日立金属若松
取締役社長 中野 英治 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0404
2. 認定をした構造方法等の名称
露出型柱脚のベースプレートに用いる鋳鋼品鋼材HCW490b
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 4546-2 号
平成 25 年 5 月 28 日日立機材株式会社
取締役社長 山田 泰次 様
株式会社日立金属若松
取締役社長 中野 英治 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第 1 第二号、第 2 第二号、第 3 第二号及び第 4 第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0404

2. 認定をした構造方法等の名称

露出型柱脚のベースプレートに用いる鋳鋼品鋼材HCW490b

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 325 N/mm²(2) 溶接部の許容応力度の
基準強度 325 N/mm²(3) 材料強度の基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

(4) 溶接部の材料強度の
基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下までの数値

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

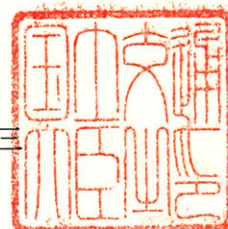


認 定 書

国住指第 1834-1 号
平成 19 年 1 月 9 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田 誠太郎 様
日立金属株式会社
代表執行役 執行役社長 持田 農夫男 様
株式会社日立金属若松
取締役社長 沖津 俊夫 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0180
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
スーパーハイベース工法及び U ボンド工法のベースプレートに用いる鋳鋼品鋼材 HCW490st、HCW490op
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

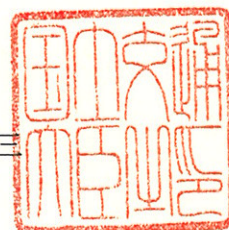
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 1834-2 号
平成 19 年 1 月 9 日

日立機材株式会社
取締役社長 上田 誠太郎 様
日立金属株式会社
代表執行役 執行役社長 持田 農夫男 様
株式会社日立金属若松
取締役社長 沖津 俊夫 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第 1 第二号、第 2 第二号、第 3 第二号及び第 4 第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0180

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

スーパーハイベース工法及び U ボンド工法のベースプレートに用いる鋳鋼品鋼材 HCW490st、HCW490op

3. 指定する数値

	厚さ 55mm 以下の部分	厚さ 55mm を超え 100mm 以下の部分	厚さ 100mm を超え 160mm 以下の部分	厚さ 160mm を超え 280mm 以下の部分
(1) 許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	295 N/mm ²	285 N/mm ²	275 N/mm ²
(2) 溶接部の許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	295 N/mm ²	285 N/mm ²	275 N/mm ²
(3) 材料強度の基準強度	325 N/mm ²	295 N/mm ²	285 N/mm ²	275 N/mm ²
(4) 溶接部の材料強度の基準強度	325 N/mm ²	295 N/mm ²	285 N/mm ²	275 N/mm ²

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。